

様式第5号(第15条関係)

年 月 日

大仙市長 様

申請者 住 所
団 体 等 名
代表者職氏名

大仙市市民会館使用料減免申請書

年 月 日付けで大仙市市民会館の使用許可を申請しましたが、使用料の減免を受けたいので、大仙市市民会館等に関する規則第15条第2項の規定に基づき関係資料を添えて申請します。

使用会館名	<input type="checkbox"/> 大曲市民会館 <input type="checkbox"/> 中仙市民会館 <input type="checkbox"/> 協和市民センター <input type="checkbox"/> 仙北ふれあい文化センター
使用許可年月日 及び番号	年 月 日付け 許可第 号
使用日時	年 月 日(曜日) 午 時 分から 午 時 分まで 年 月 日(曜日) 午 時 分から 午 時 分まで
使用の目的	
事業等の内容及び減免の理由	減免の理由(裏面の該当番号を記入してください。) [2]

(裏)

市民会館使用料減免理由

- 1 市及び市の機関の事業として使用するとき
免除
- 2 市内の小学校及び中学校が教育目的のために使用するとき
免除
- 3 市内の芸術文化団体が営利を目的とせず、かつ、市民の芸術文化振興のために使用する
とき(1,500円を超える入場料を徴収する場合を除く。)
 - (1) ホールの使用料 — 半額以内の減額
 - (2) ホール以外の室等の使用料 — 免除
 - (3) ホール以外の室等の冷暖房使用料 — 減免なしホールの冷暖房使用料及び設備使用料は減免の対象になりません。
- 4 市内の社会教育団体が社会教育目的のために使用するとき
 - (1) ホール以外の室等の使用料 — 免除
 - (2) ホール以外の室等の冷暖房使用料 — 減免なしホール使用料、ホールの冷暖房使用料及び設備使用料は減免の対象になりません。
- 5 市内の公益的団体が公益のために使用するとき
使用目的・内容によってそのつど減免額を決定します。
- 6 その他市長が公益上特に必要と認めた場合
使用目的・内容によってそのつど減免額を決定します。